

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	3	開封日	平成24年5月1日
ご意見			
<p>市役所の納税課の職員は、とてもひどい扱いをする！ 市職員の土地の差押はぬけるのに、一般市民が同じ土地の差押をぬいてもらうように話しに行ってもぬいてもらえないし、その方は、どのように差押ぬいたのか聞いてもしらべないとわからないと言うだけで調べてももらえなかった。 とても住みにくい。 誹謗中傷ではなく、じじつを書いています！</p>			
(投函日 平成 年 月 日)			
回答			
<p>ご意見ありがとうございます。納税課がお答えいたします。 ご指摘の件についてですが、基本的に、差押えは納税がなされた場合に解除することとなっております。詳しい内容については、守秘義務がありますので第三者に対してお伝えすることができません。何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。 税の徴収に関しましては、公平・公正な執行に心がけ、関係法規に基づいて業務を行っております。従いまして、相手によって違う対応になることはありませんが、その時によって置かれている状況が違うことが多々ありますので、その場合、当然ながら違う対応になることがございます。今回は特に状況が全く違っておりますことをご理解ください。 今後とも、税等の適正な徴収により、負担の公平性に心がけてまいりますので、市民の皆様にはご理解とご協力をお願いします。</p>			